

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本相撲連盟（以下「本連盟」という。）及び本連盟の加盟団体に所属する競技者、役員その他相撲の普及及び指導を行う者（以下「競技者等」という。）が本連盟の事業の遂行に関連して遵守・実践すべき倫理的事項について定めることにより、倫理や社会規範に関する競技者等の意識の啓発及び問題発生 of 未然防止を図り、もって本連盟の事業の遂行に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(責務)

第2条 競技者等は、相撲に携わる者としての矜持を持ち、本連盟の相撲綱領の趣旨に則って、常に公明正大に行動する責務を有する。

(法令の遵守等)

第3条 競技者等は、法令を遵守することはもちろん、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

2 競技者等は、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」の内容を理解し、その趣旨に沿って行動するようしなければならない。

3 競技者等は、次に掲げる事項に関し、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程の趣旨及び国際相撲連盟の倫理に関する諸規程等（「倫理規程」、「競技に係る不正行為の防止に関する規程」、「選手関係者の行動指針」、「選手関係者に対する制裁規程」等）の定めるところに従い、違反のないようしなければならない。

- (1) 暴力行為
- (2) ハラスメント（セクシャル、パワー等）
- (3) 差別
- (4) 競技に係る不正（競技の経過及び結果に対する不正工作）
- (5) 賭博
- (6) 贈賄・収賄
- (7) 横領・着服
- (8) ドーピング
- (9) その他の反倫理的行為

(通報)

第4条 競技者等は、他の競技者等に法令違反行為その他反倫理的行為があったと認める場合においては、次に掲げるいずれかの窓口に対して、当該事実に関して通報又は相談（以下「通報」という。）を行うことができる。

- (1) 本連盟の倫理・資格・賞罰委員会の委員長、副委員長又は委員
- (2) 本連盟の法令統治委員会の委員長、副委員長又は委員
- (3) 本連盟の事務局主事

2 通報は、実名により、文書、メール、電話等方法のいかんを問わず行うことができる。

3 競技者等は、虚偽、誹謗中傷その他不正の目的で通報を行ってはならない。

4 通報があったときは、速やかに事務局主事に連絡し、事務局主事は、倫理・資格・賞罰委員長及び法令統治委員長に報告するものとする。

5 倫理・資格・賞罰委員長及び法令統治委員長は、協議により、事案の内容に応じて所掌を決め、当該事案を処理する。

6 本連盟は、通報をしたことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。また、本連盟は、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った競技者等については、次条に定める制裁処分の対象とする。

(制裁処分)

第5条 競技者等に法令違反行為その他反倫理的行為があったと認められる場合においては、本連盟は、審議委員会及び理事会の議を経て、情状に応じて、当該競技者等に対し次の処分を行うことができる。ただし、ドーピングに対する制裁措置に関しては、本連盟のアンチ・ドーピング規程第6条に定めるところによる。

- (1) 会員登録規程第14条に基づく登録の取消し
- (2) 一定期間の競技者等としての活動の停止
- (3) 書面による戒告
- (4) 書面による訓告
- (5) 口頭による嚴重注意又は注意

2 本連盟は、前項の規定に基づき処分を行おうとするときは、あらかじめ当該競技者等から弁明を聴取しなければならない。

3 本連盟は、第1項の処分を行ったときは、処分を受けた者のプライバシーに配慮しつつ、処分の概要について通知するものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 2 日から施行する。

改正附則

この規程は、令和元年 6 月 15 日から施行する。